

市民意見の申出（抜粋）	処理結果等
【平成23年8月26日受領分】 （１）公立高校一般入試で用いる内申点の公平性を保つ学習評価（評定）に対するガイドラインの公表及び、府下中学校と京都市立中学校でのガイドラインの一元化を求める。さらに、教育委員会は設置者として適切な統一性を設定するとともに、それを保護者等に公表することが求められるべき。また、学校評価が有効に機能するためには、学校が適切に情報を公開し、学校関係者の声を聞いて学校運営・教育に適切迅速に反映させることが必要。 【平成23年8月31日受領分】 （１）学校評価は、各学校単位で行う「学校評価システム」と実施機関である市教委（学校指導課）の各種業務と大雑把に２段階に分けられる。この２段階それぞれに意見申出が必要。それぞれの段階に対し、行政評価条例に基づく市民意見申出の具体的な方法と対応などについての見解を聞きたい。 （２）学校指導課のホームページにある、「学校評価に関する意見申出」にある文言は適切とは思えないので、第18条に基づく変更を求める。 （３）行政評価条例第15条に基づき市会への報告はなされているが、第17条に基づく報告が適切に行われていない。この市会へ報告した内容（文書）を公開すべき。加えて、第17条2にあるように、評価等の基礎となる数値をできるだけ公表して欲しい。	【平成23年8月26日受領分の処理結果等】 （１）学習評価（評定）の内容につきましては、ご意見の趣旨を担当部署に伝えました。また、ご指摘のとおり、学校評価が有効に機能するために、学校が適切に情報を公開し、学校関係者の声を聞いて学校運営・教育に適切迅速に反映させることが必要であるという認識です。 【平成23年8月31日受領分の処理結果等】 （１）この市民意見申出については、各学校単位で行なう学校評価の方法及び結果、京都市の学校評価システムが対象であると考えております。市民意見申出の具体的な方法については、郵便、電子メール、電話、ファックスにより、その内容をお伝えいただく方法をとっております。また、対応については、第18条の2のとおり、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表することとしております。また、窓口については、各学校の学校評価及び京都市の学校評価システムに関するもの、全て、学校評価を担当している教育委員会事務局指導部学校指導課としております。 （２）ご意見の趣旨のとおり変更させていただきました。 （３）市会への報告については、第15条に基づき、行政評価等の結果について『京都市の学校評価システム』という冊子にまとめ、報告をしており、その公表については、市会図書室において、配架しております。なお、第17条の2の基礎とした数値等については、学校評価の資料となるアンケート結果等について、学校だよりやホームページ等で公表している学校もございます。